

〔資料編〕



## 資料目次

資料 1	文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）（抜粋）	38
資料 2	文化財保護の体系図	41
資料 3	都道府県指定文化財の種類及び数（令和 2 年 5 月現在）	42
資料 4	「都道府県の文化財保護条例及び文化財保護審議会条例の参考案について」 （昭和 50 年 9 月 30 日付け庁保第 190 号文化庁次長通知）（抜粋）	42
資料 5	都道府県指定文化財に係る所有者変更の手の流れ（例）	45
資料 6	文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存 活用計画の策定等に関する指針（平成 31 年 3 月 4 日文化庁）（抜粋）	46
資料 7	「国指定文化財（美術工芸品）の所在確認調査について（依頼）」 （平成 25 年 11 月 29 日付け 25 庁財第 352 号文化庁長官通知）（抜粋）	49
資料 8	文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方 について（第一次答申）（平成 29 年 12 月 8 日文化審議会）（抜粋）	50



## 資料1 文化財保護法（昭和25年法律第214号）（抜粋）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- 四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
- 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
- 六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2・3 （略）

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

（地方公共団体の事務）

第百八十二条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に

要する経費につき補助することができる。

2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

3 前項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行った場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

(文化財保存活用大綱)

第八十三条の二 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱(次項及び次条において「文化財保存活用大綱」という。)を定めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、文化財保存活用大綱を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

(文化財保存活用地域計画の認定)

第八十三条の三 市町村の教育委員会(地方文化財保護審議会を置くものに限る。)は、文部科学省令で定めるところにより、単独で又は共同して、文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画(以下この節及び第九十二条の六第一項において「文化財保存活用地域計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 文化財保存活用地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針

二 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容

三 当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項

四 計画期間

五 その他文部科学省令で定める事項

3 市町村の教育委員会は、文化財保存活用地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、地方文化財保護審議会(第八十三条の九第一項に規定する協議会が組織されている場合にあつては、地方文化財保護審議会及び当該協議会。第八十三条の五第二項において同じ。)の意見を聴かななければならない。

4 文化財保存活用地域計画は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第五条第一項に規定する歴史的風致維持向上計画が定められているときは、当該歴史的風致維持向上計画との調和が保たれたものでなければならない。

5 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その文化財保存活用地域計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該文化財保存活用地域計画の実施が当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 文化財保存活用大綱が定められているときは、当該文化財保存活用大綱に照らし適切なものであること。

6 文化庁長官は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣を通じ関係行政機関の長に協議しなければならない。

7 文化庁長官は、第五項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した市町村の教育委員会に通知しなければならない。

8 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る文化財保存活用地域計画を公表するよう努めなければならない。

(文化財保護指導委員)

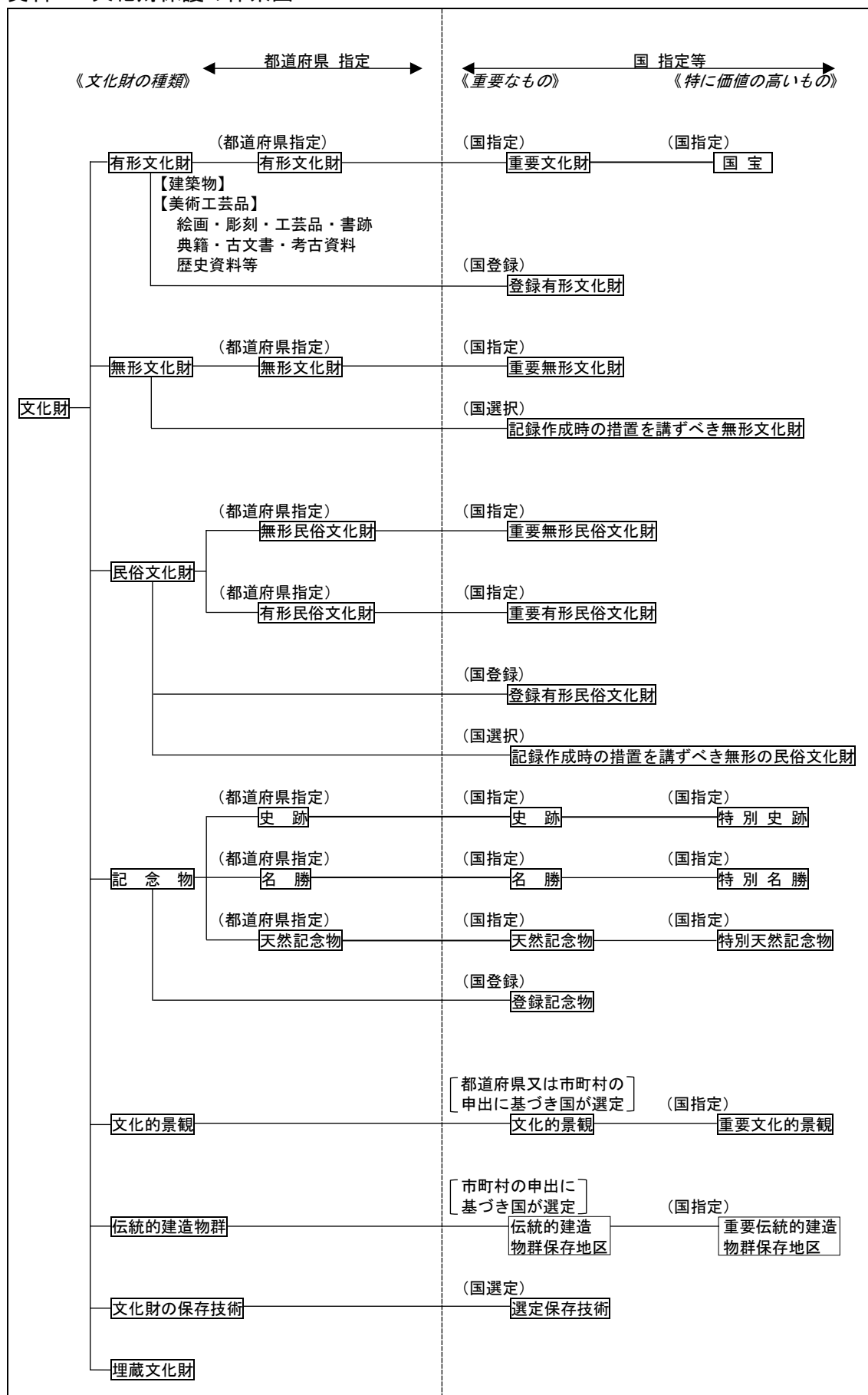
第九十一条 都道府県及び市町村の教育委員会(当該都道府県及び市町村が特定地方公共団体である場合には、当該特定地方公共団体)に、文化財保護指導委員を置くことができる。

2 文化財保護指導委員は、文化財について、随時、巡視を行い、並びに所有者その他の関係者に対し、文化財の保護に関する指導及び助言をするとともに、地域住民に対し、文化財保護思想について普及活動を行うものとする。

3 文化財保護指導委員は、非常勤とする。

(注) 下線は、当省が付した。

資料2 文化財保護の体系図



(注) 文化庁ホームページに掲載された資料に基づき、当省が作成した。



資料3 都道府県指定文化財の種類及び数（令和2年5月現在）

文化財の種類		件数
有形文化財	建造物	2,531
	美術工芸品	10,611
無形文化財	芸能	32
	工芸技術	121
	その他	10
民俗文化財	有形	762
	無形	1,680
記念物	遺跡	2,993
	名勝地	288
	動物・植物・地質鉱物	3,010
文化的景観		10
伝統的建造物群保存地区		3
保存技術		12
計		22,063

(注) 文化庁ホームページに掲載された資料に基づき、当省が作成した。  
 なお、太枠は本調査の対象としている文化財であることを指す。

資料4 「都道府県の文化財保護条例及び文化財保護審議会条例の参考案について」（昭和50年9月30日付け庁保第190号文化庁次長通知）（抜粋）

<p>都道府県の文化財保護条例及び文化財保護審議会条例の参考案について</p> <p>このことについて、文化財保護法の一部を改正する法律(昭和五〇年法律第四九号)の施行に伴い、別添一及び別添二のとおり作成しましたので、御参考までに送付します。</p> <p><u>貴都道府県においては、この参考案を参照の上、それぞれの実情に応じて所要の措置を執るよう御配慮願います。</u></p> <p>〔別添一〕</p> <p>都道府県文化財保護条例(参考案)</p> <p>第二章 都道府県指定有形文化財</p> <p>(指定)</p> <p>第四条 <u>教育委員会は、都道府県の区域内に存する有形文化財(法第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち都道府県にとって重要なものを〇〇都道府県指定有形文化財(以下「都道府県指定有形文化財」という。)に指定することができる。</u></p> <p>2 前項の規定による<u>指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合を除く。</u></p> <p>3 第一項の規定による<u>指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、別に定める〇〇都道府県文化財保護審議会(以下「都道府県文化財保護審議会」という。)に諮問しなければならない</u></p>
--

い。

4 第一項の規定による指定は、その旨を都道府県(公)報で告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

5 第一項の規定による指定は、前項の規定による都道府県(公)報の告示があつた日からその効力を生ずる。

6 第一項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該都道府県指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

注 指定の効力発生時期につき法第二十八条第二項ただし書のような規定を置かないのは、所有者等の同意を指定の要件としたからである。

(解除)

第五条 都道府県指定有形文化財が都道府県指定有形文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

3 都道府県指定有形文化財について法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定があつたときは、当該都道府県指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。

4 前項の場合には、教育委員会は、その旨を都道府県(公)報で告示するとともに、当該都道府県指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

5 第二項で準用する前条第四項の規定による都道府県指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに、都道府県指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

注(1) 都道府県指定有形文化財がその都道府県の区域内に所在しなくなつた場合(一時的な所在の場所の変更を除く。)は、特殊な事由のうちを含めて取り扱うことが適当である。また、指定は、第四条第二項の規定により所有者等の同意を要件としているので、所有者等において、指定の当時の事情に著しい変更があり、所有者等の同意が当然予想されないような事態に立ち至つたときは、特殊の事由に該当するものとして指定の解除をするのが、所有権尊重の趣旨に沿うものである。

注(2) 法においては、指定書の返付期限を限定しているが、法に認められるこれに対する過料の制裁が条例においては認められず、過料の制裁のない期限の限定を条例に規定することは、あまり実益がないので「速やかに」としたのであるが、事務の便宜上施行規則に期間を限定することは、もとより差し支えない。

以下同様とする。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第六条 都道府県指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づいて発する教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、都道府県指定有形文化財を管理しなければならない。

2 都道府県指定有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり当該都道府県指定有形文化財の管理の責に任ずべき者(以下この章において「管理責任者」という。)を選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も、同様とする。

4 管理責任者には、第一項の規定を準用する。

(所有者の変更等)

第七条 都道府県指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 都道府県指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(滅失、き損等)

第八条 都道府県指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第九条 都道府県指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則の定める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届出ることをもつて足りる。

注 都道府県の区域外への移動について、許可制をとられている向きもあるようであるが、所有権の制限として行き過ぎの感があるので、このような条項は削除されることが適当である。

なお、既に補助金を交付した都道府県指定有形文化財が都道府県の区域外に移動する場合は、有償譲渡の場合が多いと考えられるので、第十三条の規定により納付金を納付させることは、もとより可能である。

(調査)

第十八条 教育委員会は、必要があると認めるときは、都道府県指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該都道府県指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

注 指定のための強制調査権を規定することは、法においてもこれを避けているので、条例においてもこれを規定しない方がよいと思われる。

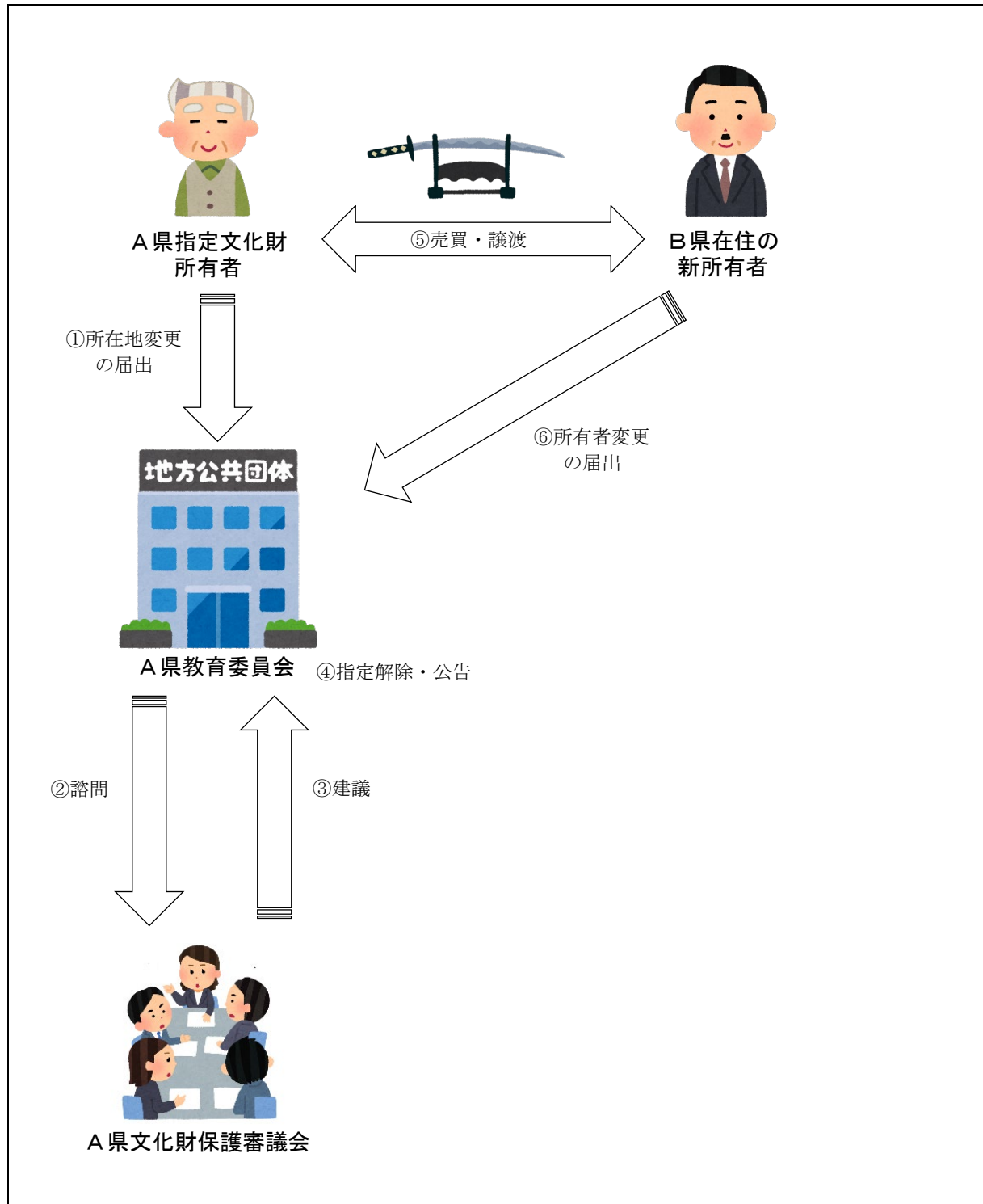
(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第十九条 都道府県指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該都道府県指定有形文化財に関しこの条例に基づいてする教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は、当該都道府県指定有形文化財の引渡しと同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

(注) 下線は、当省が付した。

資料5 都道府県指定文化財に係る所有者変更の手の続の流れ（例）



(注) 条例参考案に基づき、当省が作成した。

資料 6 文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針（平成 31 年 3 月 4 日文化庁）（抜粋）

Ⅲ. 文化財保存活用大綱

1. 趣旨

大綱は、都道府県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化するものであり、当該都道府県内において各種の取組を進めていく上で共通の基盤となるものである。都道府県は、域内の市町村を包括・指導助言する広域の地方公共団体として、域内の文化財の総合的な保存・活用の方針や複数の市町村にまたがる広域的な取組、市町村への支援の方針などについて大綱に定める。

大綱において、都道府県としての文化財の保存・活用の基本的な方針が明示されることで、域内の市町村が相互に矛盾なく、同じ方針の下に取り組んでいくことが可能となる。

また、域内に複数市町村にまたがる歴史的・文化的関連性を有する圏域が存在するような場合、当該圏域に特化した取組の方針を定めることで、関連する市町村が円滑に連携して取り組むことが可能となる。

2. 大綱の記載事項

○ 大綱には、文化財の保存・活用に関する基本的な方針、文化財の保存・活用を図るために講ずる措置、域内の市町村への支援の方針、防災・災害発生時の対応、文化財の保存・活用の推進体制を基本的な事項として定める（大綱の構成例は参考資料 1 を参照）。

（解説・留意点）

文化財の保存・活用に関する基本的な方針には、当該都道府県の概要や域内の文化財の概要、それらに基づく歴史文化の特徴、域内の文化財の保存・活用に関する課題等を踏まえた都道府県としての目指すべき方向性や将来像、域内の文化財の保存・活用に関する取組の方針などを記載する。

文化財の保存・活用を図るために講ずる措置には、都道府県が主体となって行う調査や指定等に関する取組、域内の市町村や博物館等における専門的人材の育成・確保、都道府県として優先的に取り組んでいくテーマや重点的に保存・活用の措置を講じていく文化財に関する事項、都道府県が所有・管理する文化財の修理・整備等の具体的な計画などを記載する。

域内の市町村への支援の方針には、市町村が行う修理・整備などの保存・活用に関する取組への支援の方針、また、市町村が地域計画を作成する際の相談や指導・助言の実施体制、小規模市町村など自ら地域計画を作成することが難しい場合の都道府県による支援の方針や市町村が建築基準法の適用除外を検討する場合の指導・助言の方針などを記載する。

防災・災害発生時の対応には、災害に備えた平時からの救援ネットワークの構築や、被害情報の収集・緊急的なレスキュー活動など災害発生時に行う取組などを記載する。

文化財の保存・活用の推進体制には、文化財担当部局や関係部局、博物館等の関係機関における職員・専門的人材の配置状況、地方文化財保護審議会の設置状況や文化財保護指導委員の配置状況、日常的に連携協力している民間団体の概要、今後の体制整備の方針などを記載する。

3. 策定の際の留意点（略）

## 参考資料 1

### 文化財保存活用大綱の構成例

※あくまで一例であり，都道府県の状況に応じて適宜変更可

大綱名「〇〇〇文化財保存活用大綱」

※〇〇〇には都道府県名を記載

※必要に応じて副題を付すことも可

はじめに

序章

1. 大綱策定の背景と目的
2. 大綱の位置付け

※都道府県の総合計画や地方版まち・ひと・しごと総合戦略などの他計画との関係及び当該都道府県の行政体系における大綱の位置付けを記載

第1章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針

※当該都道府県の概要や域内の文化財の概要，それらに基づく歴史文化の特徴，域内の文化財の保存・活用に関する課題等を踏まえた都道府県として今後目指すべき方向性・将来像や，域内の文化財の保存・活用の方針等を記載

第2章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

※都道府県が主体となって行う文化財の調査・指定等・修理・整備・人材育成・情報発信・都道府県指定文化財等の所有者等に対する支援等の具体的な計画，また，都道府県として優先的に取り組むテーマや重点的に保存・活用の措置を講じていく文化財に関する事項等があれば記載

第3章 域内の市町村への支援の方針

※市町村が行う保存・活用に関する取組への支援の方針，市町村が地域計画を作成する際の相談や指導・助言の実施体制，小規模市町村など自ら地域計画の作成を行うことが難しい場合の支援の方針等を記載

第4章 防災・災害発生時の対応

※災害に備えた行政・博物館・NPO等の連携による文化財の救援ネットワークの構築や，災害発生時における市町村と連携した文化財の被害情報の収集や緊急的なレスキュー活動等の実施の体制等を記載

## 第5章 文化財の保存・活用の推進体制

※文化財担当部局や関係部局の職員・専門人材の配置状況，地方文化財保護審議会等の外部の専門人材の配置状況等について記載（表○）。また，必要に応じて今後の体制整備の方針を記載

表○ 文化財の保存・活用の体制 （略）

（注） 下線は、当省が付した。

資料7 「国指定文化財（美術工芸品）の所在確認調査について（依頼）」（平成25年11月29日  
付け25庁財第352号文化庁長官通知）（抜粋）

1. 調査目的

現在、全国各地に所在している国指定文化財（美術工芸品）の所在について確認を行い、正確な所在を把握するとともに、文化財保護法で規定されている所有者変更等の手続を経ていないことが判明したものについては同法で定められた届出を徹底し、国指定文化財に関する必要な情報を整備する。

2. 調査対象

国指定文化財（美術工芸品）全件（国宝・重要文化財 10,524件）

3. 調査要領

(1) 確認方法

(ア) 原則として、現物の所在を実際に見て確認する。《(2) 調査票記入要領 (a) **所在確認**

①「現物確認」関係》（以下記号のみ記入）

ただし、平成25年4月1日以降に確認しているものは「所有者確認（その他）」として確認した日を調査票に記入する。《(2) (a) ⑤関係》

(イ) 所有者が、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人国立美術館、大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立歴史民俗博物館、大学共同利用機関法人自然科学研究機構国立天文台、国立国会図書館、日本学士院、外務省外交資料館、独立行政法人国立科学博物館である指定物件の調査については、文化庁から直接当該機関に調査するので、調査は不要。

(ウ) 博物館、美術館、文書館等が所有・所在地・管理場所である場合は、博物館等において現物を確認することをもって確認とし調査票に記入する。《(2) (a) ⑥関係》

(エ) 展覧会に出品中など合理的な理由で、現物を届出上の所在場所で確認できない場合は、出品場所等現在所在する場所を記入する。《(2) (a) ②、③、④、⑦関係》

(オ) 所有者が移転している等の場合には、住民基本台帳法第11条又は第12条の2の規定に基づき住民票の閲覧又は写しの交付を求め、転居先等を把握して調査票に記入する。

《(2) (a) ⑧、⑨関係》

(カ) 必要に応じて貴管内の市区町村教育委員会の協力を求める等連携しながら、本調査に回答する。

(キ) 具体的な記入方法については、以下の記入要領による。

(2) 調査票記入要領 (略)

(注) 下線は、当省が付した。



資料 8 文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について  
(第一次答申)(平成 29 年 12 月 8 日文化審議会)(抜粋)

I. 検討の背景

文化財は、我が国の様々な時代背景の中で、人々の生活や風土との関わりにおいて生み出され、現在まで守り伝えられてきた貴重な財産である。今もなお、多くの有形・無形の文化財に触れることができるのは、先人の不断の努力による恩恵であり、国際社会の一員として文化財の保護に係る世界的な動向を踏まえながら、文化財を確実に次世代に継承していくことは、国民共通の責務である。

文化財は、我が国や各地域の歴史や文化を認識させ、魅力あふれる地域づくりの礎となり、コミュニティの活性化に寄与するものである。我が国においては、昭和 25 年に施行された文化財保護法に基づき有形・無形の文化財の指定や保護措置等が体系的に講じられ、文化財の所有者や保存団体、地域住民等の尽力によって文化財保護の成果が上げられてきた。

一方で、我が国の社会状況は急激に変化し、過疎化・少子高齢化の進行により地域の衰退が懸念されている。これは豊かな伝統や文化の消滅の危機でもあり、文化財は、未指定のものも含め、開発・災害等による消滅の危機のみならず、文化財継承の担い手の不在による散逸・消滅の危機にも瀕している。このような厳しい状況の中、これまで価値付けが明確でなかった未指定の文化財も対象に含めた取組の充実や、文化財継承の担い手を確保し社会全体で支えていく体制づくり等が急務である。

(略)

(注) 下線は、当省が付した。